政　令

交通政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十七号

交通政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表海事分科会の項中「（昭和三十四年法律第百三十七号）」の下に「、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十八号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条第三項及び第八項、第九条第三項（同法附則第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条並びに第二十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第二十二条）

第二章　経過措置（第二十三条―第二十八条）

附則

第一章　関係政令の整備等

（中小企業退職金共済法施行令の一部改正）

第一条　中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「この条において」を削る。

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金

第十一条を削る。

第十条第二号中「、別表第五から別表第七までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表」を「指定表」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「四十二月以下」を「二十四月以上四十二月以下」に改め、「（特定業種掛金月額（掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、同条の例による。）をいう。次号において同じ。）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　二十三月以下　特定業種区分掛金納付月数（特定業種掛金月額（掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数を乗じて得た額をいう。次条及び第十四条において同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、前条の例による。）をいう。以下同じ。）に応じ別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）

第十条に次の一項を加える。

2　前項第三号の指定表とは、別表第六から別表第八までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際における当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表をいう。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）

第九条　法第三十一条の二第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。第七項各号列記以外の部分及び第九項において同じ。）の政令で定める金額は、廃止団体に法第三十一条第一項の規定により引き渡された金額及び所得税法施行令第七十三条第一項第八号ハの規定により引き渡された金額とする。

2　法第三十一条の二第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第一の式により定まる金額とする。

3　法第三十一条の二第二項の政令で定める月数は、被共済者が退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録第一において「各月数」という。）のうち、付録第一の式により各月数により定まる金額が受入金額を超えない範囲内において最大となるもの（法第十八条及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の申出に係る被共済者その他厚生労働省令で定める者にあつては、零月）とする。

4　法第三十一条の二第三項第一号の政令で定める利率は、年一パーセントとする。

5　法第三十一条の二第七項の政令で定める利率は、年一パーセントとする。